

議案第 6 5 号

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

墨田区学童クラブ条例（平成 1 1 年墨田区条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（利用資格）

第 3 条 学童クラブを利用することができる児童は、区内の小学校（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する小学校をいう。以下同じ。）に在籍している児童又は区外の小学校に在籍している区内に住所を有する児童であって、保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において保護者の適切な保護及び育成を受けることができないものとする。ただし、小学校の第 4 学年から第 6 学年までに在籍している児童にあつては、区長が特に必要があると認める場合に限り、学童クラブを利用することができる。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業の対象者が 1 0 歳未満の児童から小学校 6 年生までの児童に拡大されることに伴い、区の学童クラブについても同様の措置を講ずる必要がある。